

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和8年5月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民	
要望日	令和8年4月20日（月曜日）	回答日	令和8年5月18日（月曜日）
標 題	行政受託企業のガバナンス不全およびPDC Aサイクルの機能停止に関する是正申入れ		
要望等の概要	<p>【申入れの主旨】</p> <p>大阪市が掲げる「市政改革プラン」および「PDC Aサイクルの推進」に関し、特定の行政受託組織において、法遵守の欠如と対話拒絶という、ガバナンス（統治）の崩壊が認められます。これを選定・監督する市の責任を問い、市民の不信感を解消する論理的な説明を求めます。</p> <p>【事実関係と疑念】</p> <p>PDC Aサイクルの機能停止：淀川区および水道局の委託先は、論理的な説明要求に対して対話を拒絶しました。これは組織の「自浄作用（チェックアンドアクション）」が死滅している証左です。</p> <p>法的義務（合理的配慮）の不履行：障害者雇用促進法に基づく合理的配慮を検討せず、雇い止めという強硬手段を選択したことは、現代の法体系に適応できない「進化の止まった組織」であることを示しています。</p> <p>市民への説明責任の放棄：「なぜ配慮ができなかったのか」「なぜ雇い止めが合理的と言えるのか」という問いに沈黙することは、行政運営における「アカウンタビリティ（説明責任）」の完全な放棄です。</p> <p>【要求事項】</p> <p>委託先を選定した大阪市として、当該企業に対し「雇い止めの客観的・論理的根拠」および「合理的配慮を検討した全プロセス」を公開・証明するよう指導してください。「PDC Aが循環し、法律を守って誠実に公務を行っている」という証拠を、論理の土俵で市民（私）に示し、抱かせた不安と疑念を解消してください。</p>		
対応方針の概要	<p>お申し出の内容につきまして、大阪市では、事務分掌（仕事の役割分担を明確に定めること）を条例や規則等で定めており、淀川区役所においては「大阪市淀川区役所事務分掌規則」を、水道局においては「大阪市水道局事務分掌規程」を定めています。この規則等により、淀川区役所及び水道局が行った事務の責任は、淀川区役所及び水道局にございますので、淀川区役所及び水道局に関するご要望は、淀川区役所及び水道局が対応することになります。</p> <p>以上のとおり要望者に回答しました。</p>		
担当部署	市政改革室 改革プラン推進担当	電話	06-6208-9885